

意見書案第1号

刑法の性犯罪に関する規定について更なる見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年6月28日

羽曳野市議会

議長 松井康夫 殿

提出者

羽曳野市議会議員

黒川 実

笹井 喜世子

金銅 宏親

竹本 真琴

笠原 由美子

刑法の性犯罪に関する規定について更なる見直しを求める意見書

平成 29 年（2017 年）6 月、刑法改正案が国会で可決された。その内容は、強姦罪の名称を強制的性交等罪に変更し、法定刑の下限を 3 年から 5 年に引き上げるとともに、これまで親告罪であった強制的性交等罪などを非親告罪とするなど、画期的なものであった。

しかし、国会審議では、強制的性交等罪の暴行・脅迫要件や準強制的性交等罪の抗拒不能要件の認定においては、被害者と相手方との関係性や、被害者の心理をより一層適切に踏まえて行う必要があるとの指摘があった。そのため、これらに関連する調査研究を推進することなどを盛り込んだ附帯決議が付されるとともに、施行 3 年後の検討事項として、性犯罪における被害の実情などを勘案し、実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を行うことも併せて盛り込まれた。

現状において、諸外国では、同意のない性交を処罰する規定があるため、日本でも同様に法改正すべきであるとの意見や、改正法施行後、性犯罪の無罪判決が相次いでいることなどから、改正法の更なる見直しを求める機運が高まっている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

1. 強制的性交等罪などの暴行・脅迫要件等を見直し、同意のない性交に対する規定を検討すること。
2. 性交同意年齢（暴行・脅迫要件がなくても強制的性交等罪などが成立する年齢）の引上げを検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官 各宛